

【道路整備特別措置法】

(料金徴収の対象等)

第 24 条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第 2 条第 3 項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実にを行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第 1 項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならない。

(割増金)

第 26 条 会社等は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

第 58 条 第 24 条第 3 項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、30 万円以下の罰金に処する。

【刑法】

(電子計算機使用詐欺)

第 246 条の 2 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、10 年以下の懲役に処する。